

広 報 資 料

平成14年8月9日
生活経済課
社 警 察 署

食品衛生法違反事件の摘発について

生活経済課と社警察署は、厚生労働省神戸検疫所長から告発を受け、中国産黒梅を輸入販売している業者を下記のとおり薬事法違反容疑で摘発した。

食品衛生 記

1 容疑会社

兵庫県加東郡滝野町北野159番地の4

株式会社「神 龍」

加々くひ

(代表取締役 神戸邦彦 43歳)

2 容疑事実の概要

神戸邦彦は、上記場所に本店を置き、農産物、食料品等の輸入、卸販売を行う株式会社「神龍」の代表取締役であるが、平成13年7月26日ころ、人の健康を損なうおそれがない場合として厚生労働大臣が指定する添加物以外の添加物であるサイクラミン酸（通称チクロ）を含む中国産黒梅約250カートン、約7,500キログラムを長野県更埴市内の中間卸売業者に販売したものである。

3 適用法条

食品衛生法 第6条（添加物等の販売等の禁止）

第30条（3年以下の懲役又は20万円以下の罰金）